

## 総合地球環境学研究所研究教育職員の任期に関する規則

平成 16 年 5 月 31 日制 定

規則第 50 号

令和 4 年 4 月 20 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 総合地球環境学研究所における研究教育職員の任期については、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び 大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究教育職員の任期に関する規程（平成 19 年 3 月 26 日規程第 118 号。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(任期を定める研究教育職員の職等)

第 2 条 法第 6 条により準用する法第 5 条第 2 項の規定に基づき任期を定めて任用する研究教育職員は、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に該当する職に就ける場合にあっては別表第 1 に掲げる研究組織の職に、同項第 3 号の規定に該当する職に就ける場合にあっては別表第 2 に掲げる教育研究組織の職に雇用されるものとし、当該研究教育職員の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりとする。

2 前項及び別表の規定にかかわらず当該別表に掲げる任期欄の任期の末日が、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員退職規程第 4 条第 1 項に規定する定年退職日を超える場合は、この定年退職日をもって任期の末日とする。

3 任期を定めて任用した者を任期の途中で別表第 1 の研究組織の職に異動させる場合は、異動前の任期を引き継ぐものとし、新たな任期を付さないものとする。

4 任期を定めて任用した者を任期の途中で別表第 2 の研究組織の職に異動させる場合は、労働契約法による通算契約期間が 10 年を超えない範囲内で新たな任期を付すものとする。

5 任期を定めて任用した者を任期の途中で同一研究組織で昇任させる場合は、昇任前の任期を引き継ぐものとし、新たな任期を付さないものとする。

(同意)

第 3 条 任期を定めて研究教育職員を任用する場合には、文書により、当該任用される者の同意を得なければならない。

(周知)

第 4 条 この規則を定め、又は改正したときは、速やかに周知を図るものとする。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、運営会議の議を経て所長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 5 月 31 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 17 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日前に任期を付されて在職する研究教育職員のうち、同日において助教授から准教授又は助手から助教に任命されるものにあつては、当該任期の残任期間とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行し、改正後の第 2 条第 2 項の規定は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 平成 19 年 10 月 1 日の前日に任期を付されて在職する研究推進センターの教授、准教授又は助教である者で同日において研究推進戦略センターの同一の職に任命される者の任期については、当該任期の残任期間とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に任期を付されて在職する研究推進戦略センターの教授の任期については、当該任期の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表ただし書の規定は、平成 20 年 4 月 1 日に任期を付されて在職する研究部の教授又は准教授である者で同日において総合地球環境学研究所共同研究規則第 4 条に定めるプロジェクトリーダーであるものに適用する。

附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 20 日から施行する。ただし、改正後の別表ただし書の規定は、平成 22 年 12 月 20 日に任期を付されて在職する研究部の教授又は准教授である者で同日において総合地球環境学研究所研究プロジェクト規則第 5 条に定めるプロジェクトリーダーであるものに適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において任期を付されて在職する研究部又は研究推進戦略センターの教授、准教授又は助教である者で、施行日において次の各号のいずれかに該当する者の任期については当該任期の残任期間とし、再任に関する事項については改正後の規定にかかわらず、旧規則第 2 条第 1 項によるものとする。
  - 一 研究部又は研究推進戦略センターの同一の職に在職する者
  - 二 研究高度化支援センターの同一の職に任命される者

附 則

- 1 この規則は、この規則は、平成 28 年 7 月 11 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の適用の日（以下「適用日」という。）の前日において任期を付されて在職する研究推進戦略センター又は研究高度化支援センター（以下「CRD又はCRP」という。）の教授、准教授又は助教（以下「教員」という。）で、適用日において研究基盤国際センター（以下「センター」という。）の同一の職に任命される者に対する改正後の規則第 2 条第 1 項及び別表第 1 の規定の適用については、適用日以降に実施する意向確認における当該者の選択によるものとし、任期については、当該任期の残任期間とする。ただし、当該者が改正後の規則の適用を選択しない場合における再任に関する事項については、平成 25 年 3 月 31 日以前に採用された者については平成 24 年改正規則第 2 条第 1 項に、平成 25 年 4 月 1 日以降に採用された者については平成 25 年改正規則第 2 条第 1 項によるものとする。また、改正後の規則の適用を選択した者のうち、平成 25 年 3 月 31 日以前に採用された者で、別に定める再任審査において再任が不可とされた者については、当該審査の結果に関わらず 1 年に限り任期を付して再任することができる。
- 3 適用日の前日において任期を付されて在職する研究部の教員で、平成 25 年 4 月 1 日以降に採用された者のうち、適用日においてセンターの同一の職に任命される者の任期は、当該任期の残任期間とする。
- 4 適用日の前日において任期を付されて在職する研究部の教員で、平成 25 年 3 月 31 日以前に採用された者のうち、適用日において研究部に在職する者の任期は、当該任期の残任期間とし、再任に関する事項については改正後の規則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年改正規則第 2 条第 1 項の規定によるものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 9 日から施行し、令和元年 12 月 9 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 20 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 (第 2 条関係)

研究組織	職	任 期	再任に関する事項	
			可否	任期
研究基盤国際センター 経営推進部	教 授 准教授 助 教	5 年	可 (1 回限 り。ただ し、業績審 査により、 任期の定め のない教員 とすること ができ る。)	5 年

別表第 2 (第 2 条関係)

研究組織	職	任 期	再任に関する事項	
			可否	任期
研究部	教 授 准教授	当該研究プロジェクトに係る研究期間の終期まで	否	
	助 教	5 年以内 (当該研究プロジェクトに係る研究期間の範囲内)	可 (1 回限 り)	当該研究プロジェクトに係る研究期間の終期まで